

高知県食品加工業継続支援事業費補助金交付要綱

第1条～第2条 略

(補助事業者、補助要件、補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業者、事業実施主体、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が、事業実施主体が高知県食品衛生法施行条例(平成12年高知県条例第10号。以下「県条例」という。)第4条に定める基準を満たし、営業許可を取得するための取組を支援するための事業とする。ただし、事業実施主体が市町村の場合は、補助事業を行う施設で営業を行う者が、県条例第4条に定める基準を満たし、営業許可を取得するための取組を支援するための事業とする。

3 補助事業は、令和6年12月31日までに完了するものに限り、補助対象とする。

第4条～第16条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

高知県食品加工業継続支援事業費補助金交付要綱

第1条～第2条 略

(補助事業者、補助要件、補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業者、事業実施主体、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が、事業実施主体が高知県食品衛生法施行条例(平成12年高知県条例第10号。以下「県条例」という。)第4条に定める基準を満たし、営業許可を取得するための取組を支援するための事業とする。ただし、事業実施主体が市町村の場合は、補助事業を行う施設で営業を行う者が、県条例第4条に定める基準を満たし、営業許可を取得するための取組を支援するための事業とする。

第4条～第16条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。